



大井川が育む
みどり豊かな自然と共生する
資源循環型のまち
しまだ



第2次島田市環境基本計画



概要版

平成25年3月

島田市



001 島田市環境基本計画とは？

平成15年3月に「島田市環境基本計画」を策定してから10年が経過し、島田市の環境を取り巻く状況は大きく変化しました。今回、社会動向の変化や新たな課題に対応するため、第2次計画を策定することとなりました。

◆環境問題の解決のために必要なこと

今日の環境問題は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」という我々自身の生活のあり方に起因しています。

私たちの社会システムを持続可能なものに転換していくためには“Think globally, Act locally（地球規模で考え、地域で行動する）”の言葉どおり、私たち一人ひとりが地球全体のことを考えながら、地域から価値観や思考・生活スタイルを転換するための地道な取組を自発的に行っていかなければなりません。

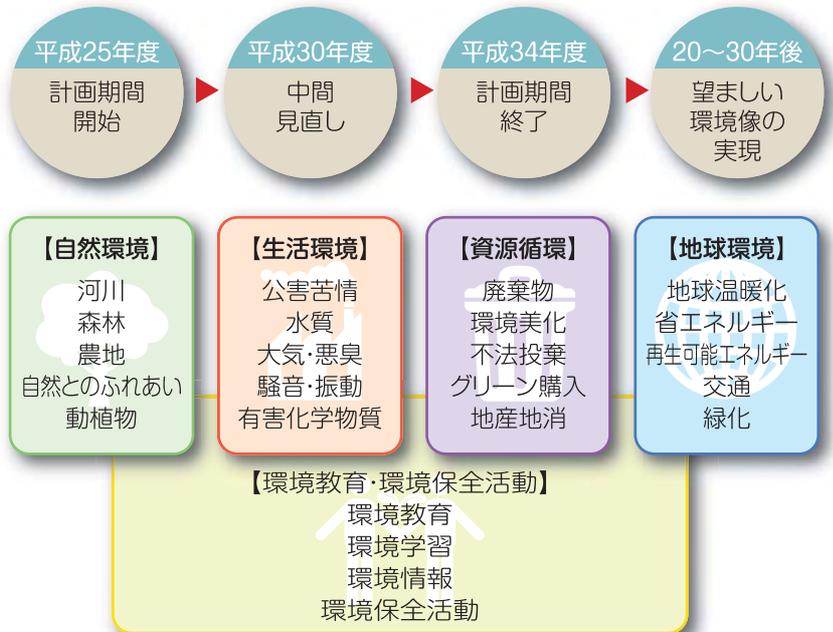


◆環境分野の“総合計画”

「島田市環境基本条例」の第7条に基づいて策定する本計画は、市民・事業者・市それぞれが担うべき役割を明らかにし、相互に協働しながら取組を推進することを目的としています。また、「島田市総合計画」の将来都市像を実現するために、環境面から施策を推進する役割を担っています。

◆20～30年後を見据えた10年計画

計画期間は、平成25年度から平成34年度までの10年間とします。ただし、本計画は20～30年後に実現させたい環境像を「望ましい環境像」として設定しており、その実現のために10年間で実施していく施策や取組の方向性を示しています。

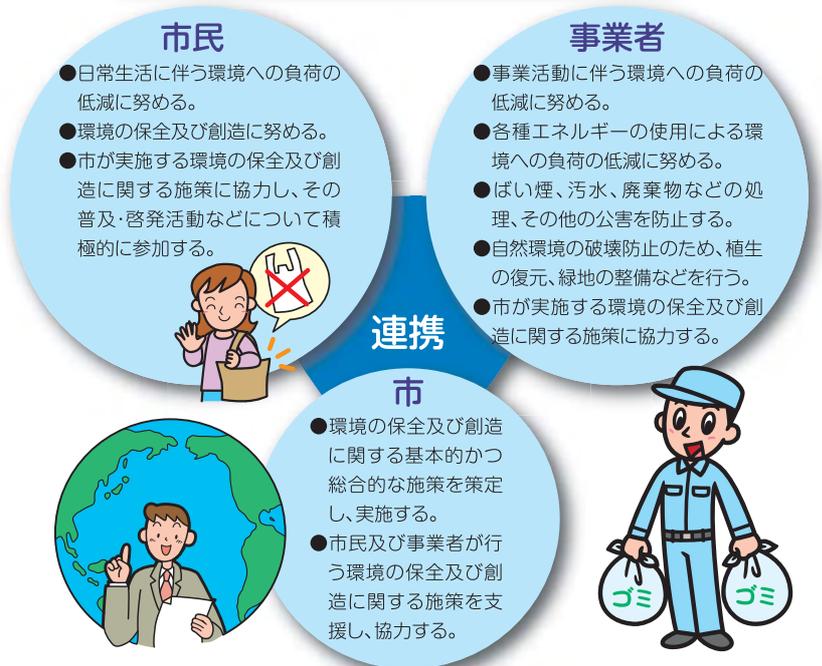


◆広範な環境が対象

計画の対象とする環境分野は、自然環境、生活環境、資源循環、地球環境、環境教育・環境保全活動とします。

◆計画の推進主体と責務

市民・事業者・市は、島田市環境基本条例に規定されている責務を果たすとともに、互いに連携し、一体となって本計画の目標の達成に向けて協力していく必要があります。



002 将来の島田市の環境は？

私たちが目指すべき、将来の島田市の環境とはどのようなものでしょうか。

ここでは、計画の最終目標である望ましい環境像や基本目標、将来イメージについて紹介します。

◆20～30年後の望ましい環境像

「望ましい環境像」とは、本市がこれからどのような環境を目指して取組を進めていくのかを示す長期的目標であり、20～30年後を想定しています。



◆基本目標と将来イメージに込めたみんなの夢

望ましい環境像の実現を図るため、5つの分野ごとに基本目標を設定し、さらに基本目標について具体的に思い浮かべることができるよう、「将来イメージ」として表します。

1 自然環境の保全

- ＊大井川をはじめとした川では、魚や鳥など多様な生き物が生息しており、子どもたちも川遊びを楽しんでいる。
- ＊里地里山では耕作放棄地が減少し、木漏れ日の美しい森林、色鮮やかな葉が風にそよぐ広葉樹の植林、茶畑などの景観が広がり、みんなで農作業や余暇を楽しんでいる。



2 生活環境の保全

- ＊大井川及び支流の水を汚すような行為をせず、香りの良いアユが育つ清く美しい水環境になっている。
- ＊水や空気がきれいで、住みやすい生活環境が確保されている。

3 資源循環の推進

- ＊ごみの減量や資源化が進み、循環型社会の構築に向けて、市民自らが自覚を持って行動している。
- ＊地産地消の推進により、食卓には地元のおいしい農産物が並んでいる。



4 地球環境の保全

- ＊太陽光や小水力などの発電をはじめ、再生可能エネルギーの利活用が進んでいる。
- ＊化石燃料に頼らない生活を目指し、市民全員が省エネルギーに取り組んでいる。

5 環境教育・環境保全活動の推進

- ＊子どもから大人まで多くの市民が環境教育・環境学習に積極的に取り組み、環境保全活動が生活の一部となっている。
- ＊学校での環境教育が充実し、子どもたちの環境を大切にしている心が育まれている。



島田市環境市民会議（平成 24 年度開催）の皆さんがワークショップ形式で検討しました。



003 島田の環境を守るための

島田市の環境を守っていくために、本計画では“20の約束”をします。それは、市民・事業者・市のそれぞれの立場で、もしくはお互いに協働しな

1 川や水を守る

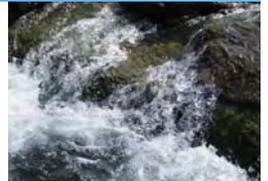
- * 節水の推進
- * 自然に配慮した水辺づくり
- * 地下水の適正利用
- * 雨水浸透施設設置の推進



数値 上水道有収率
目標 82.1% (H23) → 90.0% (H30)

6 きれいな水を守る

- * 水質汚濁に対する規制・指導
- * 水質調査・水生生物調査の実施
- * 生活排水の適正処理の推進
- * 污水处理施設の維持管理



数値 生活雑排水処理率
目標 45.8% (H23) → 66.1% (H34)

2 森林を守る

- * 総合的な森林管理
- * 森林の適正管理
- * 竹・間伐材の利用促進



数値 森林間伐面積
目標 107ha (H23) → 120ha (H29)

7 きれいな空気を守る

- * 大気汚染に対する規制・指導
- * 大気汚染物質の常時監視測定
- * 自転車使用による環境負荷の低減
- * 悪臭に対する規制・指導



数値 大気汚染物質の環境基準達成率
目標 100% (H23) → 100% (H34)

3 農地を守る

- * 農業の担い手の育成
- * 耕作放棄地の再生
- * 環境保全型農業の推進
- * 世界農業遺産への登録



数値 耕作放棄地面積
目標 16.3ha (H23) → 14.1ha (H34)

8 静かな環境を守る

- * 騒音・振動に対する規制・指導
- * 騒音・振動に関する調査の実施
- * 公共交通機関の利用促進
- * 自動車利用による環境負荷の低減



数値 道路交通騒音の環境基準達成率
目標 50% (H23) → 100% (H34)

4 自然とのふれあいや多様な生きものを守る

- * 自然体験教室の開催
- * 公園の整備・管理
- * 鳥獣被害防止の取組の推進
- * 特定外来生物の啓発



数値 自然体験教室の参加者数
目標 822人 (H23) → 900人 (H34)

9 有害化学物質対策を進める

- * PRTR制度の推進
- * ダイオキシン類濃度の測定と発生抑制
- * 有機塩素系溶剤調査の実施
- * ごみ焼却施設の運転管理



数値 有害化学物質(地下水・土壌)の環境基準達成率
目標 100% (H23) → 100% (H34)

5 公害対策を進める

- * 公害苦情への対応
- * 水質事故への対応
- * 環境保全協定の締結



数値 公害苦情件数
目標 47件 (H23) → 35件 (H34)

10 3Rでごみを減らす

- * マイグッツ運動の推進
- * 生活用品活用バンクの利用推進
- * 資源回収の推進
- * 生ごみの堆肥化の推進



数値 リサイクル率
目標 24.8% (H23) → 30.0% (H30)

“20の約束”



から守っていく大切な約束です。



11 ごみを正しく処理する

- ＊ 分別収集の啓発
- ＊ ごみ処理施設の適正処理
- ＊ 事業者ごみの適正処理



数値 1人1日当たりごみ排出量
目標 890g/人・日 (H23) → 878g/人・日 (H30)

12 ごみのないまちづくりを進める

- ＊ ごみのないまちづくりの推進
- ＊ 環境美化活動の推進
- ＊ 不法投棄の防止



数値 環境美化活動参加団体数
目標 103団体 (H23) → 120団体 (H34)

13 グリーン購入・地産地消を進める

- ＊ グリーン購入の推進
- ＊ 地場産品の販路の確保
- ＊ 地産地消の普及啓発
- ＊ 学校給食への地場産品の導入



数値 市役所内でのグリーン購入調達率
目標 96.2% (H23) → 100% (H34)

14 地球温暖化対策を進める

- ＊ 総合的な温暖化対策を
目指した取組の推進
- ＊ 家庭版環境マネジメント事業の推進
- ＊ エコアクション21認証取得の支援



数値 1人当たり二酸化炭素排出量
目標 12.1t-CO₂ (H21) → 11.0 t-CO₂ (H32)

15 省エネルギーを進める

- ＊ エネルギー使用量の低減
- ＊ 省エネルギー機器の導入
- ＊ 省エネルギー行動の推進



数値 市全体の電力使用量
目標 771,782MWh/年 (H23) → 700,000MWh/年 (H34)

16 再生可能エネルギーの利用を進める

- ＊ 再生可能エネルギーの普及拡大
- ＊ 再生可能エネルギーの利用
- ＊ バイオディーゼル燃料の活用
- ＊ ごみ焼却排熱の有効利用



数値 太陽エネルギー利用施設導入助成利用者の発電容量
目標 2,226kW (H23) → 4,290kW (H30)

17 低炭素型まちづくりを進める

- ＊ 低公害車の導入
- ＊ 自動車使用による環境負荷の低減
- ＊ 公共交通機関の利用促進
- ＊ 緑化の推進



数値 公用車への低公害車導入割合
目標 61% (H23) → 80% (H34)

18 環境教育・環境学習を充実させる

- ＊ 環境教育の推進
- ＊ 自然体験教室の開催
- ＊ アース・キッズ事業の実施
- ＊ 環境学習の推進



数値 環境学習講座受講者数(累計)【新規事業】
目標 0人 (H23) → 200人 (H34)

19 環境情報を発信する

- ＊ 環境情報の収集
- ＊ 環境情報の発信
- ＊ 年次報告書の発行



数値 環境課ホームページアクセス数
目標 65,000 (H23) → 80,000 (H34)

20 環境保全活動を活発にする

- ＊ 環境保全活動の支援
- ＊ 協働による水辺環境の保全
- ＊ 環境美化活動の推進
- ＊ 開発時の環境への配慮の推進



数値 しまだエコ活動登録件数(累計)【新規事業】
目標 0人 (H23) → 100人 (H34)





004 今できることから始めよう!

望ましい環境像を実現させるために、私たちは日常生活や事業活動の中で「まず、今できることから始めてみる」。それが環境を守るための第一歩で

家庭や個人が 日常生活でできること



家庭での節水や水の再利用に努めます。



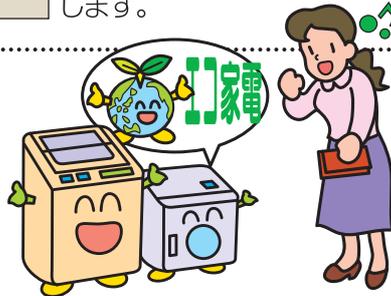
地域での里山整備に参加・協力します。



ゴミの出し方や分別のルールを遵守します。



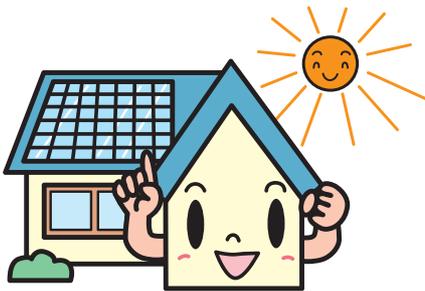
生ごみ処理機やコンポストなどを導入して、生ごみの堆肥化に取り組みます。



家電製品の購入や買い替えの際は、エネルギー効率の良い製品を優先的に購入します。



エコマーク、グリーンマークなど環境ラベルのついた商品の購入・使用に努めます。

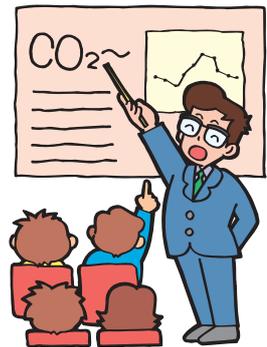


再生可能エネルギーの導入を進めます。



アルミ缶や古紙などの資源回収、集団回収に協力します。

環境学習講座に参加します。



市民農園の利用を進めます。

野焼きはしません。

公園の維持・管理に協力します。

地域の清掃活動や市内一斉環境美化活動に参加します。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に協力します。

家庭版環境マネジメント事業に参加します。

エコドライブを実践します。

環境保全活動に主体的に取り組めます。



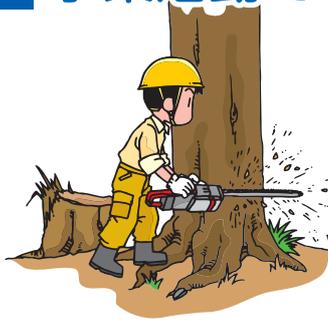
どんな取組ができるでしょうか。
す。

やれそうなことをチェックして、の中に書いてみよう!

事業者が 事業活動でできること



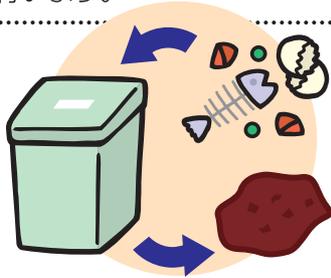
所有林の維持管理を責任持って行います。



林業後継者や農業後継者の育成・確保に努めます。



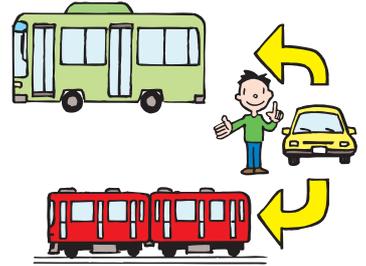
新鮮・安全・安心な地場産品を安定的に供給します。



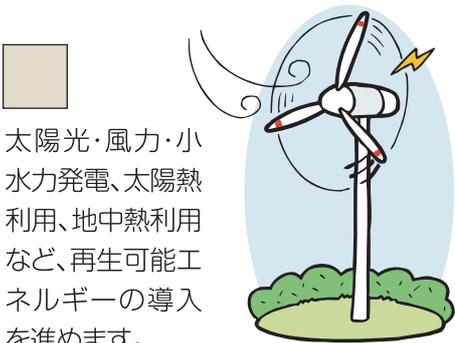
事業所や店舗などから排出される生ごみの堆肥化に取り組みます。



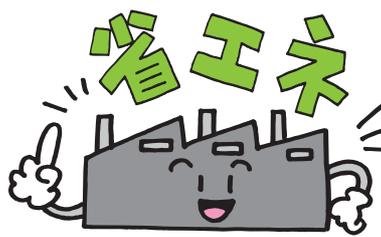
水質汚濁や大気汚染、悪臭に対する法規制を遵守します。



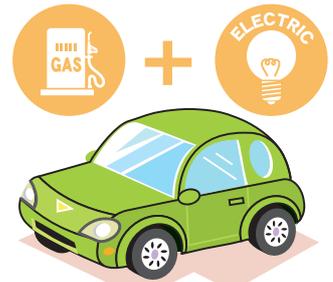
公共交通機関の利用を増やします。



太陽光・風力・小水力発電、太陽熱利用、地中熱利用など、再生可能エネルギーの導入を進めます。



省エネルギー施設・設備の導入を進めます。



自動車の購入や更新の際は、低公害車を優先的に購入します。

工場・事業所での節水や水の再利用に努めます。

グリーン購入コーナーを設置するなど、環境に配慮した商品を選びやすくします。

住民から公害苦情が寄せられた場合は、速やかに原因を究明し、対策を講じます。

ISO14001やエコアクション21の認証を取得します。

騒音・振動に対する法規制を遵守します。

従業員に対する環境教育・環境学習を進めます。

低騒音、低振動型の設備の導入を進めます。

CSR (企業の社会的責任) 活動を拡大します。



005 計画を進めていくために

計画を策定した後、「どのように計画を推進・管理し、取り組んでいくのか」ということが最も大切です。そのため、計画を推進する体制、継続的に改善するしくみ、環境保全活動を促進するしくみづくりを行います。

◆計画の推進に向けた体制づくり

市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たすとともに、協働により環境保全活動に取り組んでいくため、各主体の代表者で構成する環境審議会や国・県・周辺市町との連携・協力により、計画の推進を図っていきます。

◆計画を継続的に改善するしくみ

施策や取組の進捗状況を定期的に把握・評価し、計画を継続的に見直していくため、環境マネジメントシステムの考え方である“PDCA”（Plan、Do、Check、Action）サイクルを繰り返すことにより、取組の実効性を確保していきます。

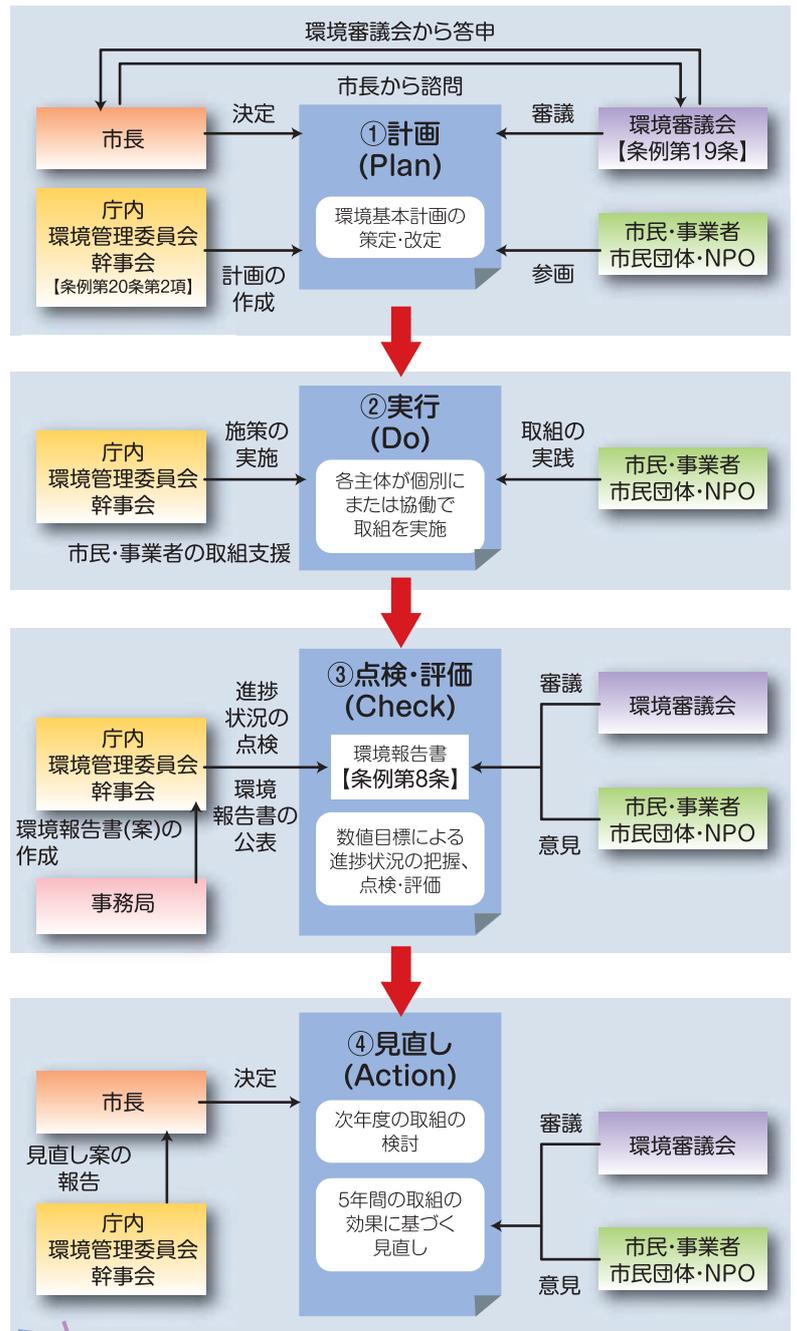
◆環境保全活動を促進するしくみ

市の施策のみならず、市民・事業者による自主的な取組が必要であることから、「環境保全活動登録制度（しまだエコ活動）」を創設し、市民・事業者による環境保全活動の活性化を図ります。

◆環境報告書の作成・公表

進行管理の状況は、年次報告書として「島田市環境報告書」のとりまとめを行い、ホームページや広報紙などの各種媒体を活用して公表します。

進行管理の流れ



■■■■■■ 第2次島田市環境基本計画の本編はどこで見られるの? ■■■■■■
島田市ホームページ (<http://www.city.shimada.shizuoka.jp/>) や
島田市役所、金谷南支所、金谷北支所、川根支所をご覧ください。

島田市生活環境部環境課
〒427-0034 島田市伊太7番地
☎ 0547-36-7145